

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

5番（松川章三君）（発言する者あり）朝1番で、皆さんの声援を非常に心強く思っております。（発言する者あり）今、間違えました。

朝1番の質問で余り言わせないでください、もう。何を言っているかわからなくなります。すみません。いきます。

議案質疑をさせていただくのは、私は今度初めてなので、どういうふうになればいいのか、ちょっと戸惑いも感じておりますが、しかも先ほど言いましたように、朝1番でございます。初めての1番というのは、非常に気持ちいいことではございますが、一般質問のようにならないように議案質疑をさせていただきたいと思っております。

まずは、議第98号別府市敬老祝金条例の一部改正についてでございますが、現在の条例よりかなり変更されているみたいなのですが、敬老祝金の変更理由についてお聞かせ願いたいと思っております。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

この敬老祝金ですが、国の社会保障制度がまだ確立されていない昭和30年代に、相互扶助の観点から全国各地で始まりました。別府市も昭和37年に敬老祝金条例が公的年金の補完として施行されました。当時は、88歳以上の方に対し年額6,000円が支給されていましたが、その後、高度成長や時代の変動などにより、年齢の引き下げ等もあり、現状の70歳から74歳は年額4,000円、75歳以上は7,000円の現金支給をしていますが、現在では公的年金制度、医療制度、生活保護などの社会保障制度が確立されてまいりました。そのような状況の中、県下14市では別府市と同様に年金型で支給しているのは、中津市と豊後高田市の2市で、対象年齢も85歳以上となっております。このような県下の状況の中で、別府市でも別府市行政改革市民委員会の外部評価でも、現金給付、ばらまき型の政策については、今後ますます進む少子・高齢化に対する考え方を変えるように求められているところでございます。

5番（松川章三君） 非常に、よくわかりました。今、県下で2市ということで3市、別府を含めて3市ですね。そういうことでわかりましたので、次は、敬老祝金の支給年齢が70歳そして75歳、80歳、それから90歳、100歳となっており、70歳から80歳までが5歳間隔でやっているのですが、80歳から100歳間においては10歳間隔となっておりますが、これには何か特別な意味、そして5歳間隔になった理由というのは何かあるのでしょうか。お願いします。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

支給年齢につきましても、県下ではばらつきがあり、今回の提案につきましても、部内でたび重なる協議を行いました。70歳の古希、80歳の傘寿、90歳の卒寿、100歳の百寿というように、すべて10歳刻みも考慮しましたが、最近では後期高齢者医療制度対象者も75歳という、このように75歳で区切られることが多く、また日本人の男性平均寿命が79.19歳ということもありまして、そこに75歳を設定させていただきました。

5番（松川章三君） 75歳といたしますと、今いろいろと後期高齢者の問題で、「後期高齢者とは何だ」というふうな問題がありますけれども、これはちょうどその辺の人間、日本人の男性の平均寿命があったのでしょ。だから、75歳というのがあったというの

は、できたというのわかりましたので、ぜひとも、私としましては、本当は5歳間隔がいいのではないかなと思っておりましたが、それで納得をいたします。

次に、この申請方法でございますが、70歳の申請についてはどのようにするのか。そして、その後の支給年齢に達した、先ほど言いました75歳とか80歳、90歳ですね、達したときの手続きはどうすればいいのか。また、その都度手続きをとるようであれば、老人の方でありますので大変だと思うのです。その辺のところは、どうされていらっしゃるでしょうか。御説明をお願いいたします。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

70歳の対象者は、高齢者福祉課で把握できますので、申請書や口座情報などの届け出を個人あてに送付いたします。そして提出していただいて、その際に、また説明書には高齢者に優しく、大きな活字を使うなど配慮したい、このように考えています。

なお、先ほど引き続いて75、80ということはどのようにしたらいいかということですが、引き続きの支給対象者となった方には、やはりお知らせと口座情報の変更等があれば変更届を出していただくというふうなことで、そのことで取り扱っていきたい、このように考えております。

5番（松川章三君） 変更届というのは、こちらの方から各自にお送りするということですか。郵送するということですね。はい、わかりました。本人が取りに来るとか、そういうことがないようにやっていただきたいと思います。

次に、その祝金の支給方法についてお伺いしたいと思うのですが、どのような支給方法をとるのか。先ほど言いましたみたいに高齢者ですので、余り負担のかからないような、そして高齢者が「もらってないぞ」というようなことのない、確認のとれるような方法がいいと思うのですけれども、これはどういうふうにされておりますか。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

先ほども若干申しましたように、誕生日月になりますと、その方に対してお知らせ、それから口座等の変更届、ある方には変更届を出してもらおうということで通知をいたします。先ほども郵送でということですので、個人個人にそれが行きますので、それが来たということでこの受給している認識、それもはっきりわかるのではないかと、このように考えております。

5番（松川章三君） はい、わかりました。

それでは、今度は変更についてですけれども、この制度が変更する前は70歳から74歳までは4,000円、75歳以上が7,000円、しかも5月下旬に一斉に支給しているのですが、制度が変わったことに気がつかずに苦情が出る可能性もあるかもしれません。その辺の啓発活動については、どのように対処しているのでしょうか。お願いいたします。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

制度が変わるということは流れが随分変わってきますので、啓発につきましては、もちろん市報でお知らせすることも必要だと思っておりますし、また老人クラブなどの諸団体等にも幅広くお願いして、また市民に啓発活動を続けていきたい、このように考えております。

5番（松川章三君） わかりました。老人クラブ、その他にお願いするということなのですが、各自治体は、また市の連合会でも老人クラブ連合会というのがありまして、老人クラブというのは名前が違って、あります。そういうようなところに市の職員が出かけていって直接、「こういうことになるのですよ」ということをすることもいいのではないかなと私は思っております。

高齢者の中には、それとあと、ひとり暮らしの方がかなりいらっしゃいます。ちょっと70歳以上のひとり暮らしの高齢者の正確な人数を、私はちょっと把握してないのでわか

らないのですけれども、一応別府市内には65歳以上の高齢者が7,401人、75歳以上の高齢者が3,903人いるようになっております。このことから推測しますと、70歳以上の高齢者の方は大体5,000人ぐらいいるのではないかと思います。ちょっとこれも推測で、ごめんなさい。65歳と75歳以上の方の中間をとってみて言っているのですけれども、大体5,000人ぐらいいるのではないかと思います。先ほども言いましたけれども、この5,000人ぐらいの高齢者の方がいらっしゃるの、ぜひともその辺の啓発活動をよろしくやっていただいて、そしてまたひとり暮らし高齢者には特にまた気を遣ってやっていただきたいと思っております。

以上で、この敬老祝金については終わります。

次にいきます。次は、指定管理者選定についてお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

指定管理者選定については、公募施設と任意指定施設がございますが、今回は公募施設の指定管理者選定についてお伺いいたします。

公募施設の指定管理者選定についてですが、今回、7施設のうち5施設が別府市総合振興センターに決定されております。選定の理由をもう少し詳しくわかりやすく説明していただきたいと思いますが、観光まちづくり課、温泉課、生涯学習課とまたがっていますけれども、よろしくお伺いいたします。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

今回、別府市的ヶ浜駐車場の指定管理候補者の選定につきまして、財団法人別府市総合振興センターを提案させていただいております。これは10月23日の選定委員会におきまして、応募のあった3団体の中から選ばれたものでございます。選定された具体的な理由といたしましては、利用者のリピーター率を高めることを目的としたポイントカード制の導入や、石油業者と提携したガソリン、軽油割引券の発行等のサービス向上面での提案、駐車場を初めとする施設の管理経験があるということが、選定委員会で評価されたものでございます。

温泉課長（浜口善友君） お答えをいたします。

振興センターにつきましては、公募した市営温泉の3施設とも、過去にこれらの施設の運営を経験したことがございまして、現在も同市の市営温泉2施設については指定管理者ということで管理に当たっているという事実が評価されたものだということが、まず第1に考えられることとございます。次に、サービスの向上策ということにつきましても評価されたものだというふうな考えておりますが、具体的なサービスの向上策と申しますと、まず竹瓦温泉、海浜砂湯、これは共通する砂湯の部分でございますが、砂かけさんのグレードを高めるためにマイスター制度を導入してはどうかというふうな提案もございました。砂かけさんについては、過去の経験から人材確保に非常に苦慮されたというふうなことも聞いております。そういったことから体験ツアーを通しまして、砂かけという仕事に興味を持たれた方々の登録制度を導入するというふうなことも提案の中にございました。割り引きのある共通入浴券ですね、砂湯。海浜砂湯と竹瓦温泉の砂湯の共通入浴券の発行というふうなこともございました。さらに、3施設が共通する提案でございますが、「アンケート返信簿」というふうな提案もございました。これは利用者の皆さんから施設改善に関する要望等のアンケート調査をやっておりますが、そういう要望について現在の進捗状況を皆さんにお知らせするというふうな提案もございました。さらに、個別の施設につきましては、竹瓦温泉につきましては、利用者に季節感を感じていただくというふうなことで桜湯とかカボス湯、ザボン湯、ショウブ湯というふうなことで「健康湯シリーズ」というふうなこともございました。さらに、竹瓦温泉については北浜の駐車場がございまして、これを1時間無料でサービスをするというふうなこともございました。海浜砂湯につつま

しては、食事と入浴料のセットで「ランチパック」というふうなことの提案も、これは非常に食事については利用者の方からの要望も多い部分でございますので、そういう提案も評価されたものというふうに考えております。さらに、北浜温泉につきましては、月間の会員券の発行、それから「リンパエステ」、それから「水中エクササイズ講座」というふうなことの提案もございまして、これらサービスの向上策というふうなことが評価されたものであるというふうに考えております。

教育次長（安波照夫君） お答えいたします。

教育委員会関係の選定委員会の報告でございます。選定委員会では、1に書類審査、2に応募者のプレゼンテーション、3に審査選定の順で審査を行っております。書類審査の中では団体の所在地、設立年月日、資本金、職員数、それから事業内容、主な実績等々を審査し、2のプレゼンテーションでは、応募者の事業計画の妥当性、例えば職員の配置体制、サービス向上や利用者増を図るための施策、また意欲や熱意についてお聞きしております。3の審査選定では、選定資料にもありますように、選定基準の4項目及び選定基準を受けての12項目の審査項目により採点を行っております。選定委員は5名で、各委員の持ち点が200点、総合点で1,000点となりますけれども、一番点数の高かった総合振興センターが指定管理者候補となっております。

それから、選定された候補者につきましては、サービスの向上の具体的な手法、施設の管理運営における内容と実現性、管理経費、特に外部委託が少なく済むことで安定的である、それから5年間の指定管理料が一番少ないというようなところから、他の団体より評価がすぐれているという結果が出ております。

5番（松川章三君） 各自いろんな理由があって、そういうふうになったのだと私は思っております。過去の実績とかそういうのがあるのだろうと私は思いますが、それで振興センターさんが受注されるということで、この点についてはまた後で言いますけれども、その前に期間ですね。先ほど何か教育次長さんが5年について言っていましたけれども、その契約期間が任意指定施設では3年になっているのですが、公募施設についてはすべて5年に今度変わりましたですね。この公募施設5年というのは、妥当な年数なのか。5年になった理由、その辺をちょっとお聞きしたいのですが、よろしく願います。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

的ヶ浜駐車場の分でございます。指定期間につきましては、指定管理者が管理運営面において安定したサービスを提供し、雇用の安定化と人材確保方面での向上等が、長期指定の方が図られるということで、3年から今回5年に変更させていただきました。

政策推進課長（梅木 武君） 今回の3年から5年になった経緯ですけれども、今、観光まちづくり課長が申しましたけれども、公募施設につきましては、指定管理の積極的な事業運営の展開、雇用の安定化と人材確保の面の向上が図られる。3年ですと、もう2年後には準備が始まりまして、3年間で、実質指定管理者がそのノウハウと色々な知恵を働かせることができるのが2年ちょっととなります。では、5年にすれば、約その倍、5年間という期間がありますので、3年に比べて5年の方が指定管理者のノウハウと知恵、事業展開ができる、雇用の安定の確保が図られるのではないかとということで、3年から5年にさせていただきました。

5番（松川章三君） 5年ということは、以前よりかなり長くなりました。そうしますと、5年が、前回のようなことはないと思いますけれども、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

それから、今いろいろとお聞きしまして、私が考えていること。いろんな理由があって、結果的には総合振興センターさんに決まったと思いますが、私としましては……（「決まってない」と呼ぶ者あり）あ、決まってない。はい、すみません。決まってないです。今、

出されております。それが決まるか決まらないか、その後ですが、私としましては、指定管理者制度本来の目的からすれば、もっと民間が多数公募していただいて、そして受注してくれるのが望ましいと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことですね。（発言する者あり）

議長（山本一成君） すみません、静かに。

5番（松川章三君） 皆さんが言っていたのですが、そういうことでございますので、ぜひとも私は望ましい姿だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

8番（市原隆生君） よろしく願います。議第98号について、お尋ねをしたいと思えます。今も5番議員の方からる質問がありましたけれども、私は1点お聞きしたいところがあります。

その前に、5番議員さんの質疑の中で、課長の方から「ばらまき型の政策」という御発言があったのですけれども、どのようなことを指して「ばらまき型」という表現をされたのか、その点をまずお聞きしたいと思えます。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

「ばらまき型」というのは、通常、最近マスコミ等でも使われている言葉でありまして、それを引用したものでございます。

8番（市原隆生君） 今、本当にテレビをつけると、いろんな方が「ばらまき、ばらまき」と言っておりますけれども、この定義というのが余りはっきりしないまま使われているのではないかというふうに思えます。こういう議場の答弁の中で使われるのは適切でないのではないかというふうにちょっと考えましたので、一言述べさせていただきました。

5番議員さんが、もうほとんど聞きたいことというのは聞いていただいたのですけれども、支給の方法でありますけれども、今まで指定の口座に毎年振り込んでいただいております。いただかれています方は、漏れがないわけでありまして、実感がないといえますか、中には「自分はもらってないぞ」と言われている方があったというふうに聞きました。口座を調べてもらったら、「ああ、確かに入っていた」ということで、本当にせっかく毎年支給をさせていただいてもなかなか実感がなかった、もらわれている方が実感がないまま続けてこられたのではないかというふうに思えます。

先ほどの答弁の中で、今度、節目節目の支給ということでもありますから、1回いただくと5年、10年というふうに間があきます。その間に忘れてしまわれる方ものではないかという心配もあるわけですが、そういうお知らせをすることでもありました。その中で、せっかくそういうお知らせ、また口座の確認等をしていただくのであれば、お祝いの言葉も一言添えてしていただけたらいいのではないかと。また、このありがたいというのが増すのではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、節目で誕生月に市の方から通知を出させていただきます。それで申請書あるいは口座の届け出等々の提出をしていただきます。そして、その際にまたお誕生日のということですから、そういうことも考慮していきたい、このように考えています。

なお、その通知をいただくことによって自分は受けているのだな、受給しているのだなという認識がとれるものと確信しております。

8番（市原隆生君） 今回のことで大分規模が縮小されるわけでありまして、そのいただける方が、本当にありがたいなというふうに思っていたようなその支給の方法等を考えて実施していただきたいということを要望しまして、この項目を終わります。

続きまして、一般会計の49ページの緊急出動に要する経費の追加額ということでお尋ねをします。この項目について、まず説明をお願いします。

消防本部庶務課参事(金子 浩君) お答えいたします。

常備消防費の一番右の説明の欄の中ほどの、事業費コード0524緊急出動に要する経費の追加額239万4,000円、その下の事業費コード0525救急普及に要する経費の追加額360万6,000円、合わせて600万円を追加計上させていただいておりますが、緊急出動に要する経費の追加額239万4,000円から説明を申し上げます。

11節需用費の医薬材料費でございますが、新型インフルエンザ対策用品として感染防止のための救急隊員等が着用します感染防止シューズカバー、ゴーグルを購入するための追加額でございます。また、18節の備品購入費の緊急出動用備品費でございますが、これは救急隊員等出動の際の安全を確保するための防塵防護衣、また災害や事故等が起こったときに傷病者の重症度や緊急度により病院への搬送者を選別するために用いるトリアージシート一式を購入するための追加額でございます。

次に、救急普及に要する経費の追加額360万6,000円について、御説明を申し上げます。

18節備品購入費の救急普及用備品費でございますが、これは心肺蘇生の際に使用するAED・自動対外式除細動器5台及び薬剤投与等の高度の救急救命訓練が可能なトレーニング人形を購入するための追加額でございます。

なお、先ほどのAED5台の内訳でございますが、2台は消防車両に、3台はスポーツ大会等が開催されたときの貸し出し用として考えております。また、貸し出しのないときは市内を巡回する一般の消防車両に積載しようと考えております。

8番(市原隆生君) 続けて説明をしていただきまして、ありがとうございました。

まず、最初の新型インフルエンザ対策用品ということでありましたけれども、ことし、大変に新型インフルエンザの広がりというものが懸念をされているわけでありましてけれども、別府市の場合、どのような想定がされているのでしょうか。

消防本部庶務課参事(金子 浩君) お答えいたします。

東部保健所の説明では、別府市で新型インフルエンザが発生した場合、患者数は2万6,400人、死亡者数は671人となり、この死亡者の方たちを搬送した場合、救急車で搬送したということを想定した場合、約2,000セットの感染防御資機材が必要となるということになります。

8番(市原隆生君) 新型インフルエンザに感染された方に対する救急隊員の出動ということもあるわけでありましてけれども、その中で隊員の方がうつされるということがないようなことで、この装備をしていただくということであろうかと思えます。当然、救急隊員の出動というのは、このインフルエンザだけではないわけでありまして、ぜひとも今までどおりの活動が速やかにできるように、しっかりと努力また訓練をお願いしたいなというふうに考えております。

あと、トリアージシートということでありましたけれども、トリアージということはまだ御存じない方もあるのではないかとということと、それから、このシートの使用に関する訓練といいますが、そういうことも完了しているのか、その辺はいかがでしょうか。

消防本部庶務課参事(金子 浩君) お答えいたします。

まずトリアージとは、トリアージの語源については、一説では「コーヒー豆の選別」というところから来ていると言われております。トリアージとは、集団災害等多くの負傷者が発生した場合における負傷者の重症度、緊急度を選別することを言います。通常、負傷者は軽傷、中等、重症の3段階程度に大まかに分類されます。トリアージは、効率的な救急医療の提供が目的で、軽傷者の除外と同時に死亡者や救命不可能者の選別も重要となっ

ております。まず先着の救急隊によりトリアージを行い、現場に到着した医師が同時にトリアージを行うということになります。

なお、訓練につきましては、防災航空隊との合同訓練等、各種訓練において実施しております。

8番(市原隆生君) こういう災害というのはないにこしたことはないわけでありませうけれども、いざという時のために完璧な訓練をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、先ほど説明いただきましたAED、5台の購入ということでありました。イベント等で貸していただけるということでありましたけれども、今までAEDが市内に設置されてから数年たつわけでありませうけれども、このAEDを使用して成果が上がったという例は、今までにあるのでしょうか。

消防本部庶務課参事(金子 浩君) お答えいたします。

別府市におきまして、実際に一般市民の方たちがAEDを使用したという経過は、うちで確認しているところでは6件発生しております。実際に電気ショックを行った件数につきましては2例、なお、1件につきましては、ことし10月なのでございませうけれども、1名の方が救命できております。

8番(市原隆生君) 今、救急救命講習の中で最後に、このAEDの講習もしていただいておりますけれども、本当に徐々に成果が上がってきているのかなという思いもしております。今回5台の設置と、それからイベントに対して貸し出しをしていただけるということでありませうけれども、本当に今、商業施設、大きな商業施設に行きましても、カウンターのところ、案内のカウンターのところに目に見えるような形で置いてありますし、また宿泊施設、受付のところAEDが置いてあるというのもよく見受けられます。今、人が集まる場所には、このAEDが置いてあるというふうに見受けられることも多いですし、またそういう人がいる場所にはAEDが置いてあるのだらうなというふうに考えておられる方も多いのではないかとこのように思います。そういった意味からも、救急救命講習があったときに、やはりAEDの講習があると進んで受けようかというような思いをされている方も大変ふえてきたのではないかとこのように感じもしております。ぜひともこのAEDをさらに設置をし、また先ほど説明がありましたけれども、トレーニングの形、これはどういった形で利用するのでしょうか。一般の方が訓練、救急救命講習のときに使うのか。どういったものになるのでしょうか。

消防本部庶務課参事(金子 浩君) お答えいたします。

このトレーニングシステムにつきましては、主に救急救命士及び救急隊員の技術の向上を図ることが目的になっております。

なお、このシステムの特徴としましては、救急救命措置に必要な心肺蘇生法はもとより、各種気道確保の手技、バックバルブマスクによる換気、気管挿管、心電図モニタリング、除細動、静脈路の確保など、総合的にトレーニングすることができます。

8番(市原隆生君) 専門家の方が専門的な知識を身につけるための、そういうトレーニング用のものであるということでありませう。救急隊の方が速やかに活動し、また先ほどのインフルエンザでありますけれども、そういう病気に感染することもなく、本当に元気な形で活動していただくということが、別府市民の安心につながるわけでありませうので、今後とも万全な体制でこの活動ができますように、心を砕いていただくことがあるかと思っておりますけれども、そこら辺をしっかりとお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

18番(野田紀子君) 議第98号の別府市敬老祝金条例の一部改正について、議案質問をさせていただきます。

この項につきましては、もうお二人の質問がございましたけれども、今回の変更後どう

なっていくのか、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今回の改正は、先ほども申しましたように70歳、75歳、80歳、90歳のお誕生日を迎えた方にそれぞれ1万円を、100歳を迎えた方には10万円をお祝金として節目支給するものでございます。

18番（野田紀子君） 80の坂を越えて90歳になり、それでまた90歳の坂を越えて100歳までいくというのは大変困難なことであろうと思います。今度の条例案につきまして、お年寄りに今までのと違うやり方ということをお説明いたしますと、「そんなの困る」というお声が大変起こってまいりました。この別府市の70歳以上の年金生活者の課税状況といえは、はっきりした数字がないということだったのです。ですから、仮に介護保険料で推察をいたします。介護保険料は65歳以上を住民税課税、非課税で所得段階を分けておりますので、それを参考にいたしますと、65歳以上の67%、7割近くが住民税非課税ということになっております。

そこでお尋ねをしたいのですが、この住民税非課税で仮に70歳以上で年金だけでひとり暮らしの方の場合、生活費、収入というのは、おおむねどれほど考えられるのか。どの時点で課税、非課税が分かるところの収入というのはお幾らになるのでしょうか。

議長（山本一成君） すみません、18番さん、それは一般質問の領域ですから、質問を変えてください。（「きょうは、議案質疑だ」と呼ぶ者あり）

18番（野田紀子君） 私は、ここで暮らしということでは数字を出していただきかけたのですけれども……、（「一般質問でやりましょう」と呼ぶ者あり）これがお聞きしたところ、151万5,000円というところが分かれ目であるということです。そうしますと、65歳以上の7割近くが、最高収入額として年間に151万5,000円という収入ということになります。そうすると、月に大体一番取っている人で12万6,000円で食費を払い、医療費を払い、電気・水道・家賃を払っておられるわけです。その上、国民年金満額でも7万足らず、多くが4万足らずの方です。そうしますと、そういう年金収入の中で4,000円という支給があるということは、その4,000円の支給がある月は年金収入の1割増という収入があるということと同じことです。ですから、低所得の高齢者ほどこの敬老祝金というのが貴重なものであり、ありがたいものであるわけです。ですから、低所得の高齢者ほど祝金、「これは大変貴重だからやめないでくれ」という声もまた高いわけでございます。さらには、この上、介護保険料から後期高齢者医療保険料と、お年寄りには負担が重くなるばかりの中です。ですからこそ、この現行制度は残すべきだと考えるのでございます。

行政改革ということなのですけれども、その行政改革というのを高齢者とか、これから申しますが障がい者とか、そういう社会的弱者へしわ寄せをしないで現行のまま残すべきだと考えますし、またぜひこのまま、現行のまま残しておいて、お年寄りの福祉を削らないという方向をとっていただきたいと思います。

次に、議第99号の心身障害者福祉手当条例の一部改正について、御質問をいたします。この心身障害者福祉手当条例というのは、中村市長の時代に障がい者の皆さんの強い要望で始まったと聞いておりますが、現在の心身障害者福祉手当とタクシー手当、どのように支給してあるのでしょうか。

障害福祉課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今回の条例の一部改正についてでございます。心身障害者福祉手当は、心身障がい者の地域活動への参加促進と福祉の増進に寄与することを目的としまして、所得に関係なく一律に、障がいの程度により福祉手当とタクシー手当を支給してきましたが、今回、市民税所得割課税者を対象とすることと、今まで重複支給を禁止しておりました敬老祝金の重複

支給を可とする条例の改正でございます。

心身障がい者の手当の内訳でございます。身体障がい者につきましては、福祉手当、タクシー手当の合計が3,000円から1万2,000円の範囲でございます。心身障がい児につきましては、9,000円から1万8,000円の範囲でございます。知的障がいのある方につきましては、成人で5,000円から1万2,000円の範囲でございます。障がい児につきましては、9,000円から1万8,000円の範囲でございます。精神障がいのある方につきましては、4,000円から1万2,000円の範囲で支給をしております。

18番(野田紀子君) 今度の敬老祝金の見直しと同時に、この障害者福祉手当も見直しになるわけですが、どんな影響が出てくるのでしょうか。

障害福祉課長(藤野 博君) お答えいたします。

現在、心身障害者福祉手当と敬老祝金が重複した場合には、どちらか高い方を選定できます。したがって、敬老祝金の方が高い率でありますので、敬老祝金の方を選んでの方がかなりいらっしゃいます。今議会に敬老祝金の節目支給が提案されており、この議案が可決されますと、敬老祝金を受領できない方が福祉手当の受領となりまして、福祉手当の増加が見込めます。平成20年3月現在の資料で試算いたしますと、敬老祝金から福祉手当に移行される予定の方が1,741名いらっしゃいます。金額にして、690万2,000円の影響を受けるものと考えております。

18番(野田紀子君) この試算を見ますと、1,137人とおよそ16%がこの所得制限ですかね、住民税課税で手当から外されるということですがけれども、16%も外されて、こういうことであるんな障がいがありますけれども、障がい者本人の社会参加、例えば選挙の投票とか買い物に行くとか、音楽会とかなどの催し物の参加とか、あるいは通勤・通学の教育を受ける権利、生活であらゆる面で社会参加をするのに、タクシー手当がなくなるということで困難が出てくると思います。障がい者はできるだけうちの中に引っ込んでいよというような政策ばかりが今まで、今までというか、20年くらい前までは通っていたのですけれども、最近やっとバリアフリーなどがうたわれ、障がい者もどしどし外へ出ていくということが認められる法律もできてきております。「タクシーは乗らなくても車の免許を取っていればいいではないの」という話も出てきてはおりますけれども、障がいによっては車の免許取得も大変困難ですし、またそういう場合は車の改造も必要になります。当然お金もかかってまいります。タクシー手当が出ているということは、障がい者の社会参加と、そして自由な移動を保障する一助にもなっております。その社会参加の権利というのは基本的人権でもあり、所得によって区別されるものではないと考えます。障がい者は、タクシーの利用によって障がいのない人と同等の社会参加ができるようになるのでありまして、特にこのタクシー手当で保護を受け、特に利益を得ているというのではありません。タクシー手当によって障がい者にいわゆるげたを履かせて、障がいを持たない人と同じ高さに持ち上げているということです。さらに障害者自立支援法なんかできておりますし、障がい者の負担はふえる一方でございます。

今回の見直しというのは、制度の改悪としか思えませんし、このままの現行法を続けていくということが、障がい者の社会参加を促す上で、あるいは保障する上で必要なことと考えますので、この改正は、改正と申しますか、この見直しはもう一度見直しをしていただきたいと要望して、終わります。

26番(泉 武弘君) 若干の質疑をさせていただきます。

質疑の対象は、議第89号、さらに108号、109号、110号、111号、112号、113号、以上について質問をします。

最初に議長にお許しをいただきたいのですが、議場と執行部と報道関係者にお配りした

い資料がありますので、配ることを御了解いただきたいと思いますと同時に、市長にお渡しする資料もありますので、議長、これをぜひとも許可をしていただきたいと思います。

議長（山本一成君） どうぞ。

26番（泉 武弘君） では、お願いします。

市長、今からお届けします資料は、まずこういう資料をお届けします。これは過る日、報道された中で、別府市総合振興センターの「体育施設管理で隠れ黒字、「公募」の赤字補てん」。この内容は、人件費で年間3,000万円を浮かしているということが報道されました。このものともう一つ、これは議会用の決算書だと思います。これは私の方に送ってこられました。そして、これは理事会用の振興センターの決算書のようなのですが、議会用と理事会用が違っているように見えます。これが真偽のほどを、まず執行部の方で確認していただいて、この報道とこの文書のどこが現実と違うのか。委員会の前日までに正式に回答をお願いしたい。この点をまず最初をお願いしてから、質問に入ります。

それから、議長、議場に配りますものは、今、総合振興センターの18年度の正規職員の給与一覧表、200万から300万、300万から400万、400万から500万、500万から600万、600万から700万のランク別を示す一覧表です。これをお配りしたいと思いますが、了解してください。

さて、まずコミュニティーセンターの問題について、若干の質疑をさせていただきます。

今朝、別府市教育委員会あてに老人クラブ連合会から、これは異議申し立てというのでしょうか、抗議文というのでしょうか、これが提出されたやに聞いていますけれども、この内容と、皆さんが要望している点について、どういうことで今回こういう文書が出たのか。まずこれから御答弁ください。

政策推進課長（梅木 武君） 私どもは、抗議文が提出されたということは、承知しておりません。

26番（泉 武弘君） 教育委員会、これを受領していませんか。別府市教育委員会の社団法人別府市老人クラブ連合会会長原田正文さんからの文書ですけれども、どうなのでしょう。

教育次長（安波照夫君） 議員お手元にあるものは、ちょっと私は確認をしておりませんので、どれかというのはちょっとわかりませんが、数時間前に教育委員会あてに老人クラブ連合会からの要請書というのですが、その分については私の手元に現在あります。数時間前の話です。

26番（泉 武弘君） これによりますと、市長ね、こうなっているのですよ。「別府市コミュニティーセンター指定管理候補者の選定結果について、『財団法人別府市老人クラブ連合会殿』とありますが、私どもは、『社団法人別府市老人クラブ連合会』ですので、受け付けできません。採点方法についても疑問点が多過ぎます」、こういう内容になっている。対象者の団体組織名が違うというのは、これは「イロハのイの字」の問題だと思うのですね。

まず、コミュニティーについて総合振興センターが受けるようになっていますが、選定理由に、「文化施設、温泉スポーツ施設を併設した公共複合地域交流型の性格を踏まえ、施設の収入増加に向け、特に温泉施設の利用客増加策及び主事業の具体的手法を評価した。また、管理運営費の委託料削減努力が顕著であった」。このコミュニティーセンターに企画提出をされた管理委託料について、振興センターとほかの企画書を提出した方々には、どのくらいの管理料の差があったのか、まずこれを御答弁ください。

教育次長（安波照夫君） お答えいたします。

指定管理料の差ということで、よろしいでしょうか。指定管理料の差、5年間の通算で言いますと、総合振興センターは5,500万。5年間の通算でございます。老人クラブ

連合会は5,620万5,000円、それからもう1社は5,638万6,000円で、指定管理料としては総合振興センターが一番安いというふうになっております。

26番(泉 武弘君) 施設利用者について、どういう基準からどういう判断をされたのか、具体的に答弁してください。

教育次長(安波照夫君) もう一回、すみません、よろしく申し上げます。

26番(泉 武弘君) 施設利用者数について、どういう基準でどのような判断をしたのか、御答弁ください。

教育次長(安波照夫君) 選定委員会の中身の資料が手元にはございませんので、いろんな御意見があったということはありません。施設の利用者の増加についても、それぞれの団体からプレゼンテーションを受けてお聞きしたという経緯は、私たちはそういう経緯であったということは、この中に記載されております。具体的な利用者増につきましては、たしか振興センターについては食堂を開設するとか、そういうものの部分があったというふうに記憶をしております。

26番(泉 武弘君) 次長、きょうは議案に対する質疑なのです。そして、指定管理者制度が議案として上がってきている。やはり議場に来るときに関連資料は持参して答弁できるような態勢をつくっておかなければいけない。そのための、この議案質疑です。

そこで、これを具体的に見ていきますと、利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果というのがあるのですね。これを見ていきますと、総合振興センターが225点、老人クラブ連合会195点、こうなっている。老人クラブ連合会は、たしか傘下の会員数が6,000名というふうに聞いているのですね。ここらの会員の利用、また会議での利用、こういうものはどのような判断をされたのか、御答弁ください。

教育次長(安波照夫君) お答えいたします。

会員数、それから老人クラブ連合会の指定管理を受けるための意欲等については、プレゼンテーションの中で私たちも十分お聞きしております。その中で、こういう状況にある、それから利用者の増加についてはこういう考え方であるというようなこともお聞きしております。当然各5名の委員さんがございますので、その委員さんのとらえ方はその点違ふとは思いますが、私たちとしましては、その辺の議論は確かにしっかりやっただけでございます。

26番(泉 武弘君) 次長、そういう概念的なことを僕はお聞きしているのではないのです。さっき言った現有傘下の6,000名になんなんとするような会員の利用はどのくらいに勘案したのか、これをお聞きしている。それをどのような数字として、この195点になったのか、ここらをお聞きしたい。

それから、非常に僕は引かかる部分があるのですね。住民の平等な利用が確保されるときにサービスの向上が図られるものであること。この住民の平等な利用が確保される。ここで、総合振興センター190点、老人クラブ連合会150点。この老人クラブ連合会が指定管理者となったとき、住民の平等な利用が確保されることに差異が生じる。振興センターと老人クラブ連合会にどうしてこういう差異が生じたのか、どのような根拠に基づいてこんな点数の40点がついたのか、これを御答弁ください。

教育次長(安波照夫君) 個別の基準項目の1項目を言っているのだらうというふうに思いますが、選定委員は5名おります。5名の方たちの総合点がこの結果でございまして、それぞれの個別の委員さんの点数は、それぞれ当然まちまちということでございます。当然その中で、各委員の中ではその点については1番をつけた委員さんもございますし、その辺の点数がばらばらであるということは確かであります。ここに出ている、議員さんがお持ちの資料は、5名の委員さんの総合点が出ておりますので、今、御質問の各委員さんの個人個人の考え方の中で採点はしたのだらうというふうに思っております。

26番(泉 武弘君) この設問に選定基準があるでしょう、住民の平等な利用が確保される。逆に、住民の平等な利用が確保されない場合があるのですか。御答弁ください。  
教育次長(安波照夫君) お答えします。

3者、3団体のプレゼンテーション、それから書類等の部分を見まして、3者とも十分な住民サービスの向上が図れるというふうには思っています。

26番(泉 武弘君) 平等な利用が確保されるというのは、公の施設ですから当たり前なのでしょう、これは設置目的そのものがそうなっているわけですから。これが総合振興センター190点、老人クラブ連合会150点。こういう設問の仕方、または選定基準というのを非常に私は奇異に感じるのですね。

今から体育施設に議論を移しますが、多くの市民は……、私は振興センター委託料はずっと反対をしてきた立場です。過去、ずっと継続して反対してきました。なぜ奇異に感じるかと言うかという、今回も任意指定。企画に参加させないまま任意として指定したスポーツ施設等を——今から議論しますけれども——これにおいても全く納得できるものではないのですね。なぜ納得できないのか。それは、今、議員の皆さんにお配りした振興センターの職員給与の一覧表にあるわけなのです。指定管理者制度導入の際に総合振興センターが指定管理者となりますと、この人件費部分を確保しなければいけないのですね。確保しなければいけないゆえに、指定管理料がほかよりも高くても、どんな理由をつけてでも総合振興センターに指定管理をするということを今から立証していきたいと思うのです。

この総合振興センターの職員給与を見ますと、200万円から300万円が1人、300万円から400万円が1人、400万円から500万円が2名、500万円から600万円が9名、600万円から700万円が8名、合計21名で、給与支給額が最も高いものは659万2,290円、平均給与が574万9,234円。ここと——企画部長——この給与体系のところと民間のこの企画に参加した人たちが平等な企画で争ったときに、何らかの理由をつけなければ総合振興センターに指定管理者として受託できないという仕組みになっている、最初から。いわゆる人件費確保のために、あなたたちが今回指定管理者として理由として位置づけているのは、「指定管理料が高くなるけれども」というのがほとんどなのです。中の事業が「内容がよかった」、こうなっている。だから最初からこの給与をはじき出すために、総合振興センターに対して無理でも指定管理者に選定しなければいけなかった、このように私は考えています。

そこで、先ほど配ったこの新聞のコピーを読みますと、こうなっているのですね。「別府市から市営施設などの運営委託を受けている財団法人別府市総合振興センターが、民間業者との競争がない任意指定で受託した体育関連施設の指定管理業務で、職員の勤務実態を大幅に上回る人件費を計上していたことがわかった。浮かした人件費は、年間3,000万円を超える。こうした隠れ黒字を、公募で指定管理者になったほかの施設の管理やその分の人件費に充てていたと見られる。市は、2009年3月以降も委託を更新する方針だが、委託のあり方をめぐり批判が強まる」、まさにそのとおりなんです。

そこで、さらにお聞きします。104号、106号。この104号、106号は市民球場、実相寺サッカー競技場及び管理棟、実相寺球場、実相寺多目的グラウンド、実相寺中央公園管理棟、公園テニスコート、青山プール、温水プール、体育館、野口原総合運動場ほか夜間照明設備。この中で任意指定とした理由を、次のように言っています。「利用料金が低く設定されている」、これが第1。「市の事業とかがわりが深い」、そして第3点目に「減免措置により多くの収入が見込めない」、この三つが理由として挙げられています。そしてほかに、このものについては、「自主事業の展開が非常に難しい」というのも一つの理由になっている。そしてまた、ちょっとこれはお笑いになるかもしれませんが、「芝の管理については秀でている状況である」、だから総合振興センターを指定管理者と

したのですよと、こうなっているのですが、このスポーツ施設というのは、応募者が一番多いと見られる公の施設なのですね。これらについて、では、意見を聞いたことがあるのか。ほかの団体に意見を聞いたことがあるのかどうか。意見を聞いたとするならば、どういう意見だったのか。それとも、いや、もう意見も聞かずに、ここにある指定管理者の任意指定の理由だけに基づいて決めたのか。これを御答弁ください。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

体育施設について、ほかの団体から意見を聞いたのか、まず1点目の御質問ですけれども、私どもは伺っておりません。

26番（泉 武弘君） 地方自治法改正で、民間の会社等が参入できるようになりました。この改正点の一番大きなねらいは、今までは公共的団体、いわゆる老人クラブ連合会とか自治会とか漁協とか農協とか、こういう公共的団体が指定管理者として参入していた。しかし、その効果が出ない。ゆえに、地方自治法改正で一般からでも参入できるというふうに法改正があったわけですね。法改正があったということは、その参入機会をふやすということなのです。指定管理者制度の目的は、大きく二つあります。民間の持つノウハウを導入して施設管理、利用者をふやしたい。もう一つは、民間の参入によって管理費を縮減したい。この二つなのです。これから見て、あなた方はこれだけの市民球場から体育館までずっとある中で、なぜほかの意見を聞かないのに、この団体、総合振興センターが唯一というふうに決めたのですか。具体的に答弁してください。

政策推進課長（梅木 武君） 先ほど議員さんがおっしゃられましたけれども、今回私どもが総合振興センターに非公募の理由でございますけれども、同じことの重複になりますけれども、（「任意で決めたのでしょうか」と呼ぶ者あり）そうです。ですから、その任意で決めた考え方と申しますか、さっき言いましたように体育施設につきましては、市民体育の奨励及び健康の増進を推進するという設置目的から、利用料金が安く設定されていることや市の事業ともかかわりが深いこと、各種団体等の減免措置等により多くの収入が見込まれないこと等で自主事業の展開が難しいということで、また振興センターは芝の管理に私どもは秀でていると考えまして、これらの施設の設置目的等、政策的な見地から、公募になじまないとさせていただきます。

26番（泉 武弘君） 市長、今、政策推進課の課長が答弁していますが、他の団体の意見も聞かず、総合振興センターだけを是とする方針、これでは指定管理者制度そのものが崩壊しているわけです。指定管理者制度そのものが改正になった目的に合致していない。

別府市の中でスポーツ団体はいろいろありますけれども、陸上競技連盟、「陸上競技連盟」と言うのでしょうか、黒木議員。黒木議員、「陸上競技連盟」でいいのですか。

（「陸上競技協会」と呼ぶ者あり）陸上競技協会、軟式野球連盟、ラグビー・フットボール協会、ソフトテニス協会、サッカー協会、このように専門領域で非常にたけている、だれも専門性について熟知している、こういう団体と協議もしないままに総合振興センターを是とする、唯一の相手とする。こういう任意指定制度については、これは了解できません。

では、お尋ねしますよ。集中改革プランの中で公の施設の改善については、どういう集中改革プランで指針を示していますか。御答弁ください。

政策推進課長（梅木 武君） 申しわけございません。ただいま頭の中に入れておりません。すみません。（発言する者あり）

26番（泉 武弘君） 行政改革大綱の中で、こう述べています。これは、あなたたちがつくった大綱です。「能率的な公共施設の管理運営。公の施設の管理運営については、競争原理の導入を図り、民間の能力を生かした効率的運営を図る」。これは行革大綱、あなた方がつくって、公の施設の管理はこうしましょうと言っている。それなのに、みずか

らつくった行革大綱に反するような任意指定をやっている。これは行革大綱との整合性は、どうなるのですか。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

いろいろお話がございませけれども、まず行革大綱とこの指定管理者制度、これにつきましては、いわゆる地方自治法上の改正に伴っての移行でございます。この指定管理者制度につきましては、従前はいわゆる管理委託制度ということで、2分の1以上の出資法人が管理委託をされておりました。今回の指定管理者制度の移行に伴いまして、この2分の1以上の出資団体も含む中で法人、その他の団体がこの指定管理者制度へと移行になったわけございまして、この中でも全国的に総務省の統計調査を見ますと、まだ今時点で公募それから任意指定といった部分が3対7の割合というふうに調査結果も出ている状態でございます。競争原理につきましては、当然この中でも公募という部分がございますので、この中では競争原理が働いているというふうに認識をしております。

26番（泉 武弘君） はぐらかした答弁をしないように。（「そんな答弁をしてはいけません」と呼ぶ者あり）では、あなたにお伺いしますけれども、地方自治法2条14項最少の経費で最大の効果。これは21年の概算予算要求の説明会でも市長みずからが説明しているでしょう、最少の経費で最大の効果を上げるような財政運営をしていきたいと。

では、部長お尋ねしますよ。任意指定をして競争もしなくて、この金額が最少の経費で最大の効果を上げるとどこで判断するか。具体的に答弁してください。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

任意指定につきましては、財団法人別府市総合振興センターの今日までの経緯という部分と、それから……（「2条14項はどこで判断するかということを知っている」と呼ぶ者あり）これにつきましては、いわゆる指定管理料につきましても、例年縮減という形で指定管理料が決まっておりますので、その中で経費を縮減しているというふうに考えてございます。

26番（泉 武弘君） 今回、任意指定したのでしょう。任意指定というのは、競争させてないから比較対象がないのでしょう。部長、わかりますか、まず比較対象がない。最初に政策推進課の課長にお聞きしたら、ほかの団体の意見も聞いていない。では、この任意指定の価格の妥当性というのはどこで判断するのですか。総合振興センターがこう言っているから、それが是として正しいとあなたは言っているのですよ。2条14項は、どこで判断するのですか。あなたが企画部長として21年度の予算編成方針の中でも触れているのではないですか。みずからがほかの部課長にこういう予算編成方針ですよと言いながら、みずからが競争させないで任意指定としているのでしょう。これを認めるわけにはいかんではないですか。どこで最少の経費で最大の効果ということ、このスポーツ施設は判断したのか、これを具体的に答弁してください。質問をはぐらかさない。どこで判断したのか、何を根拠に判断したのか答弁してください。

政策推進課長（梅木 武君）（「部長が答弁せんか」と呼ぶ者あり）今、議員さんが最少の経費で最大の効果、どこでどうなっているのかという御質問でございますけれども、私どもとしましては、担当セクションがいわゆる基準価格、この範囲内ですよということをお定めしておりまして、その範囲内で委託料が決まれば、それになんかしたものと考えております。

26番（泉 武弘君） 考え方がおかしいではないですか。「基準以内」というのは、総合振興センターに対して「基準以内」と言ったのでしょう。ほかにはそこには参入してないのでしょうが。そうでしょう。こういう表現がいいかどうかわからないけれども、内輪の秘めごとみたいに振興センターと政策推進課の中で、この基準以内ですよ。しかし、その基準以内をほかの公募を見回したときに、競争原理が働くのでしょう。施設の活用も

弾力的にできるのでしょうか。それを、なぜしなかったのかと聞いている。

この問題は、恐らく僕は総合振興センターの問題、議事録をずっと見てみたら、昭和54年から僕は議員をやっていますから、16回目です、きょう質問するのは、遅々として、一步も半歩も前に行っていない。

もう一度お伺いします。関係団体との協議をしてない、ということは価格競争がない。振興センターだけを対象としている。振興センターだけを対象として基準の範囲内ですよ、基準の金額内ですよ、だから最少の経費で最大の効果を上げているのですよというのですか。私は、それはおかしいと思いますよ。例えば、他のスポーツ団体に呼びかけて施設管理について意見を聞いた、しかしながら、そういう団体から応募がなかった。だから総合振興センターだけを任意指定の対象としたのですよというのであれば、客観的な事実として説得力を持つかもしれない。これはもう明らかに総合振興センターを存続させるための愚策。最大の愚策だ。今まではそれで通ったかもしれないが、通らない。「通らない」と、政策推進課の課長は言っているではないですか。「財政状態が非常に厳しい」、21年度予算編成方針で、あなたは説明しているではないですか。この中で自分らがほかの部課長に「財政が厳しいのですよ」。片方では競争もさせないで任意指定。これでどこに説得力があるというのですか。どういう判断でこの価格が正しいというふうにしたのか、もう一度答弁してください。

政策推進課長（梅木 武君） 重ねて答弁します。

まず、この任意指定につきましても、担当課の方でいわゆる仕様書に基づいて所要業務に基づき所要経費等を出しています。それから歳入につきましても、当然このくらいの収入見込みだろう、こういうことでその収支を、いわゆる指定管理料算出に伴う基準価格というのを設定しているという意味で申し上げました。

26番（泉 武弘君） 市長、残念ながらこの任意指定分、また競争参画をした分についても納得できません。これは私が納得できないのではなくて、市民はもっと納得できないと思いますよ。それはなぜか。参入機会を、法律の改正によって門戸を広げた。そこに参入をさせない。そして、それが100%出資している総合振興センターという別府市の第三セクターだけを任意指定する。それは、もう時代の流れに逆行しているそのものではないか。私は、これは取り下げるべきだと思う。やはり競争させて、企画競争させ、価格競争させ、そして再度提出すべきだと思います。このことだけ申し上げておきたいと思います。

それから、具体的にお聞きしますが、北浜温泉テルマスね。テルマスを今回指定管理者を導入しますけれども、テルマスというのは公の施設として別府市に本当に必要なものですか。そこらの議論は、今回したのですかどうですか。

温泉課長（浜口善友君） 今回、テルマスにつきましては、設置管理条例というふうなことで定めもございます。公の施設として議論をしたかということにつきましては、議論はいたしておりません。

26番（泉 武弘君） これについても、過ぐる議会で問題提起をしているでしょう。公の施設というのは、真に住民福祉に貢献できる、これが第1なのです。テルマスは、もう起債償還も終わったのでしょうか。そして、あの施設そのものを、別府市が公の施設として持ち続ける意味がどこにあるのだろうか。むしろこの機会に一気に賃貸する方がいいのではないだろうか。むしろ解体してしまって、あの海が見える景観を取り戻す方法がいいのではないだろうか。こういういろいろな議論があるのでしょうか。あなたたちは、こういう公の施設の存否について、そのまま是としながら指定管理者制度に移行している。公の施設として本当にテルマスが必要かどうか、議論すべきだったのです。幸いに起債償還もすでに終わっていると理解していますから、やはりこれはいつの機会かしっかり議論をす

べきだと思います。

それから、総合振興センターについては、志高湖の管理が全部出ています。お尋ねしますけれども、あそこのクラブハウスを建設したというのが一つの理由になっています。それから、志高湖のスワン、何というのか、白鳥の形をした乗り物、これを購入しているからということですが、具体的にお伺いします。レストランの建設のときに別府市と振興センターでは、この振興センターが管理運営をやめるときにどういう文書が交わされているのか、これが第1。それから、現時点での食堂部門の評価額はどのくらいになっているのか。それから白鳥の乗り物ですね。あれが現時点でどのくらいの評価になっているのか。総合振興センターの志高の管理部門を閉鎖するとしたときに、どのくらいの金が清算業務として必要なのか。これらの問題を今まで市当局は調査を終わっているのかどうか。これを御答弁ください。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

志高の清算についての調査でございますが、それについてはまだ着手はしておりません。

26番（泉 武弘君） 北海道で、町がやっている第三セクターが破綻したのですね。その第三セクターの事業目的は、スキー場だったんです。スキー場が収支が合わなくなって、町が廃止したのですね、このスキー場。それで、そこに働いている町の職員は、その事業目的が消滅したことによって全部解雇された。私は、市長が御記憶かどうかわかりませんが、総合振興センターとの関係を基本的に見直すべきだ、清算業務についてはどのくらいの金が必要なのか、それと振興センターが別府市の補完業務として本当に補完業務を果たしているのかどうか、もう時代に合わないのではないかとということを提言しています。

今、まちづくり室の課長が答弁をいただきましたけれども、やっぱり最初に総合振興センターありき、最初に総合振興センターの救済策、これで今回の指定管理者制度が私は選考された、このように感じられてなりません。やはり地方自治法の改正に基づいて多くの業者が参入できる、そこに競争、価格競争、企画競争が行われる、これが本来の指定管理者制度の本旨ですから、これを逸脱しての今回の提案、これはおかしいと思います。私は、この問題については本当に重大な決意を持って対応したい、このように申し上げて、私の質疑を終わります。

11番（猿渡久子君） まず一般会計補正予算の交通安全指導員の問題、次にひとり親家庭の医療助成の補正予算、三つ目に、ふるさと応援基金の条例案についての質疑をさせていただきますと思います。

まず、一般会計補正予算の22ページ、交通安全指導員に要する経費の追加額が出ておりますが、これの内容について説明をしてください。交通安全指導員さんの報酬がどの程度かも含めて、説明していただきたいと思います。

自治振興課参事（三瀬正則君） お答えいたします。

このたびの追加額については、交通安全指導員の増員に伴うもので、年額7万円の当初27名分を計上させていただいておりましたが、4月に1名、9月に1名、1月から1名、計3名分の増員に伴う追加額でございます。

11番（猿渡久子君） この交通安全指導員の、定員は何人ですか。

自治振興課参事（三瀬正則君） 定員は、39名以内となっております。

11番（猿渡久子君） 39名の定員に対して、当初27名の予算を組んでいた。追加になりまして、3名がプラスされて30人になったという説明なのですね。年額7万ということなのですが、この交通安全指導員さんは、子どもたちの通学の安全に対して雨の日も風の日も、寒い日も暑い日も、本当に御苦勞をいただいていると思います。なかなか手がないというのが現実だと思うのですね。年配の方が多いというふうにも思います。そういう中で、やはり今、子どもたちの安全という問題が、非常に関心が高まっている問

題です。そういう中でやはり後継者をつくる、あるいは新しい方をお願いをしてその定員を満たすように、39名というのは、それだけ必要だから39名というふうになっているのだと思いますので、やはり必要な箇所に交通安全指導員さんに配置をお願いできるようにするためにも、やはり報酬の見直し、引き上げというものが必要ではないかと思いますが、今後その点ぜひ協議していただいて、何らかの形でその引き上げを図って、指導員さんをお願いできるように、確保できるようにしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

自治振興課参事（三瀬正則君） お答えいたします。

報酬につきましては、他の議員さんからも指摘されておりまして、報酬については他市等を調査させていただきまして、報酬については余り変わりありませんが、勤務日数等が多少違っているのではないかと考えておりますので、今後、調査し検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

11番（猿渡久子君） 別府の交通安全指導員さんは、夏休みや土・日など、子どもたちがお休みのとき以外は毎日立っていただいておりますので、やはり大変御苦労をされていらっしゃると思います。ボランティアの気持ちができない活動ですけれども、やはりその報酬というのはもう少し引き上げないと大変だというふうにも思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

では次の問題、一般会計補正予算案の31ページ、ひとり親家庭の医療費助成に要する経費の追加額、これについて、まずこの内容を説明していただきたいと思います。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

今回、補正予算でお願いしている事業につきましては、ひとり親家庭医療助成に要する経費の追加額をお願いしております。内容は、ひとり親家庭への医療扶助費の追加額581万7,000円です。ひとり親家庭につきましては、医療費の自己負担額を全額この事業より補助をしております。

11番（猿渡久子君） このひとり親家庭の医療費助成に関しては、私たちは以前から現物給付にするようにということを繰り返し要望してきました。今、立てかえ払いが必要で、後で返ってくるという償還払いの制度になってはいますが、やはり今、若い世代の方、特にひとり親家庭の場合、経済状況が大変な家庭がふえていると思います。若い人たち、非常勤、非正規雇用というのが若い人では2人に1人というふうに言われている、そういう状況の中で、やはり立てかえ払いが必要でないように現物給付にするべきだと思いますので、その点ぜひ県ともよく協議をして、なるべく早いうちに実現できるようにお願いしたいと思いますので、どうですか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この制度につきましては、今、議員さんがおっしゃられたように県の補助が2分の1あります。現在行われているこの制度を現物給付という形にしますと、推計で3割から5割ほど医療費がふえるのではないかとこのことと言われております。この増加する医療費の分、それからこれは全県下統一で事業を行っておりますので、この事業を現物給付という形にしますと、他の市町村の関係も出てきます。それに伴いましてシステム開発等の費用も必要になってくることから、別府市単独で決定するというのは、非常に難しい状況にあらうかと思っております。ただし、事業の必要性につきましては、非常に必要な事業とは思っておりますので、今後とも県それから他の市町村とも協議を重ねていきたいというふうを考えております。

11番（猿渡久子君） 今の答弁で、3割から5割ほど医療費がふえるのではないかとこのことだったのですけれども、私は、やはりひとり親家庭の方が必要以上に病院に連れていくということはないと思うのですね。ふえるとすれば、それまで病院に連れていき

いけれども、売薬で済ませるとかいう形で我慢している、それが病院に連れていけるとい  
うことになればいいことだと思いますし、早いうちに対処すれば重症化しなくて済むとい  
うことにもつながると思います。子どもさんを病院に連れていくというのは、そこでほか  
の病気をもらって帰るといった危険性もあるわけですし、ひとり親家庭は特に、仕事を休ん  
で病院に連れていかないといけないという状況ですので、必要以上にそういうことはない  
と思っております。県と協議して、他市とも協議するということですので、できるだけ早  
く現物給付にということを重ねて要望をして、この項の質疑を終わります。

次に、ふるさと応援基金の条例案が出ております。補正予算でも上がっておりますけれ  
ども、条例案94号に上がっておりますが、この問題で、まずこの条例を制定する目的は  
何なのか、その点について質問したいと思います。

これまでもふるさと納税ということで一般寄附という形でできていたと思いますし、  
控除の対象にもなっていたと思うのですが、この条例を制定することでこれまでとどのよ  
うに違うのか、その点を説明していただきたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

今回、基金に設置いたしました理由は、いわゆるふるさと納税制度を活用しまして、別  
府市への応援を希望する方々からの寄附金を積み立てるために設置をするものであります。  
その心といたしますが、今回基金を設置することによりまして、寄附をいただいた方々に対  
して寄附金がどのように受けられるのか、またどのように活用されるのか、されたのかを  
よりわかりやすくお示しするために、基金の設置によってそれらができるものと考えてお  
ります。

11番（猿渡久子君） この制度は、PRが非常に大事になってくると思うのですけれ  
ども、そのPR方法についてはどのように考えていますか。

政策推進課長（梅木 武君） 議決をいただきましたら、まずホームページ、今、準備  
しておりますけれども、ホームページを立ち上げます。それから、当然市報にも載せます。  
その他東京、福岡の大分県人会、それと、あと各高校のOB会等に働きかけをしてPRを  
したいと考えております。

11番（猿渡久子君） まちづくりにということなのですが、この基金の使途、  
目的はどのような形で使えるのか、どこの範囲まで使えるのか。それと、その寄附金の納付  
の仕方はどのような形でできるのか、あわせて答弁してください。

政策推進課長（梅木 武君） 使途はどのようなことかということですが、今  
私どもが考えていますのは、湯けむり景観の保全や観光資源の開発、教育環境の整備、子  
育て支援など、幅広い使途を考えております。

それから、納付の方法はどのようなことかということですが、納付につきましては、  
指定金融機関の本・支店、それからゆうちょ銀行を考えております。

11番（猿渡久子君） 先ほど目的のところ、寄附をいただいた方にどのように活用  
されたのかがわかりやすくなるのだという説明だったので、寄附をいただいた  
方に対してのお礼をどのように、やっぱりきちんとお礼を言わなければならないと思うの  
ですが、お礼をどのようにしようと考えているのか。また、その活用した後に、おかげさ  
までこういうふうに使わせていただきましたということをお知らせすることが大事な  
というふうに思いますが、その点はどのように考えているのか教えてください。

政策推進課長（梅木 武君） 私どもが今考えていますのは、金額のいかんを問わず、  
市報もしくは行政カレンダー、行政カレンダーには別府の写真とかいっぱい載っています  
ので、それと市営温泉の回数券、福岡とか、あんなところから別府の温泉に、希望として  
旅館・ホテル等に泊まって入浴していただきたいという思いでございます。

それから、10万を超えた寄附をいただいた方につきましては、それプラス別府市誌の

CD-ROMといいますが、CD版をお送りするというようなことを考えています。

それから、予算を有効に活用させた後はどうなるのかということでございますが、年度が終わりまして、「こういうことに使わせていただきました、ありがとうございました」という趣旨の内容を、寄附をいただいた方にお送りする予定にしております。

11番(猿渡久子君) このふるさと納税に関する問い合わせというのは、どの程度あるのか。また全国的なこのふるさと納税の状況というものはどのようになっているのか、把握していますでしょうか。

政策推進課長(梅木 武君) 問い合わせの件数でございますけれども、現在7件問い合わせが来ていまして、そのうち寄附の申し込みが3件ございまして、金額相当にしますと31万5,000円ぐらいの予約といいますが、寄附の申し込みをいただいております。

それから、全国的にはどうかということですが、これはちょっと古いのですが、ことしの8月末の時点で43都道府県で3億円超、3億円を超しているという状況でございます。大分県におきますと、11月の下旬現在で55万2,000円という数字を伺っております。

11番(猿渡久子君) これはやはりPRが非常に大事になってくると思いますので、今、ホームページを準備しているということですので、やはりそのホームページを見やすく、関心を呼ぶように工夫するとか、リンクや検索しやすく工夫するとか、そういう形でぜひ努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(山本一成君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時43分 散会